

## 1 計画策定の趣旨

市町村は、障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）の策定を義務づけられており、地域の実情を踏まえて、サービスが提供できるように数値目標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込み量とその見込み量を確保するための方策を定めることとされています。

第4期障害福祉計画は、平成29年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定し、本市における障害者施策の一層の充実を図るために策定するものです。

### ○障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～4 略

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

## 2 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間

H18～H20	H21～H23	H24～H26	H27～H29
第1期計画期間	第2期計画期間	第3期計画期間	第4期計画期間